

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午前八時五十五分開議

○古川委員長 これより会議を開きます。財政及び金融に関する件について調査を進めます。

この際、去る二十五日、関税等に関する実情調査のため、委員十一名が参加し、東京税関管内の視察を行いましたので、参加委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

まず、羽田税関支署において、東京税関の概況説明を聴取した後、麻薬探知犬による検査状況、不正薬物等の犯則物件等を視察し、検査方法、摘発状況等について質疑応答を行いました。

次に、東京外郵便出張所において、輸入郵便物の検査状況、指定薬物等を視察し、検査体制、検査機器等について質疑応答を行いました。

最後に、東京税関本関において、通関状況、監

視カメラシステムを視察し、通関手続、監視体制等について質疑応答を行いました。

今回の視察に当たりましては、御協力いただきました方々に深く御礼を申し上げ、視察の報告といたします。

○古川委員長 この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として日本銀行総裁黒田東彦君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として金融庁監督局長森信親君、法務省大臣官房審議官金子修君、財務省関税局長宮内豊君、理財局長飯塚厚君、厚生労働省大臣官房審議官木下賢志君、経済産業省大臣官房審議官佐々木良君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木克昌君。

○鈴木（克）委員 それでは、先ほど委員長から視察報告がありました。私からも、御対応いただいた財務省そしてまた東京税関の方々に、まず、視察に対するいろいろな御手配、感謝を申し上げます。と思います。

そこで、それに関連して、しばし御質問をさせていただきます。いろいろ思うわけであり、視察をさせていただいた委員の皆さんはほとんど同じようにお感じになったのではないかなと思

うんですが、まさに、二十四時間三百六十五日、不眠不休と申しますか、日本の水際で税と関を担って働いていただいている皆さんの本当に真剣な働きぶりを拝見させていただいて、非常に思うところがありません。

そこで、少しそれに関連してお尋ねをしていきたいというふうに思います。

まず、羽田税関支署でありますけれども、旅具検査場といいますが、一番皆さんのおなじみの場所なんですけれども、海外から帰国された方々というのは必ず通る場所でもあります。日本に入国される旅客や航空機のクルーの皆さんの携帯する荷物の検査、そしてまた免税範囲を超えたものについて関税、消費税等の徴収を行っているというわけでありまして、その一方で、羽田空港だけで年間五十五キロを超える覚醒剤など不正薬物が摘発されているというのを伺いました。

ひっきりなしにやってくる旅客の中から、麻薬探知犬ですか、非常にかわいかったんですけども、またエックス線検査装置などを活用したりしながらも、不審者を見分け、そして不正薬物などを水際で阻止している税関の皆さんのまさに熟練わざといえますか、職人わざといえますか、本当にそんなものをかいま見させていただいたというふうに思っております。

これはやはり経験が本当に必要な仕事だということに思っていますし、熟練の職人わざと言っても過言ではない、本当にそんなものをひしひしと感じたわけがあります。やはり先輩から伝承、そしてまた技術を継承されて、ある意味ではプロの

職人となっていくんだらうな、そんなことを実は感じておりました。

そこで、安心、安全な社会の実現に向けて水際でしっかりと使命を果たされているということの一方で、我が国の観光立国実現に向けた取り組みによって昨年の訪日外国人旅行者数が一千三百万人を超えて、引き続き増加傾向にあるというのは御案内のとおりであります。

そこで、御質問なんですけど、税関職員が年間一人当たりどれくらいの数の旅客の対応をしているのか、昨年と平成二十一年の実績をお尋ねしたいと思えます。

○宮内政府参考人 鈴木先生、それから委員長を初め委員の先生方におかれましては、先日東京税関を御視察いただきまして、まことにありがとうございます。

税関の職員の仕事は、先生今おっしゃったとおり、経験に根差した職人わざであるというのにはまさにそのとおりであろうというふうに感じます。

今お尋ねの、空港を利用した入国旅客者数でございますが、全国で、日本人、外国人合わせまして、昨年は約三千万人、平成二十一年は約二千三百万人となっております。これを、単純に旅客の携帯品検査に従事する全国の税関職員の数で割ってみますと、一人当たりの旅客数は年間、平成二十六年は約二万二千人、平成二十一年は約二万人となっているところでございます。

○鈴木（克）委員 今御答弁をいただいたように、二万人とか二万二千人という旅客の対応をされるということでありませぬ。しかも、まさにそれは、

先ほどから申し上げておるように、熟練の職人わざともいえるべき技量を持つて水際でしっかりと働いてみえるということでありませぬが、先ほど申し上げましたように、これからどんどん旅客は増加するわけでありませぬ。したがって、業務量も増加するということでありませぬ。マンパワーが追いついていかないという状況ではないのかなというふうに私は理解をいたしましたわけでありませぬ。

私も選挙という洗礼があるわけでありませぬが、二万人とか二万二千人と握手をするだけでも大変なんですけど、それを、先ほどから申し上げておるように、いわゆる水際という大きな使命を帯びて、そして的確な対応をしていくということであるならば、私はやはりもっとマンパワー的にも充実をしていく必要があるのではないかなというふうに思っています。そのこともまた後ほどお尋ねをしていきたいというふうに思います。

羽田税関はそんなことで、麻薬探知犬等々の活躍ぶり、もちろん犬だけ褒めても仕方ありませんけれども、それを指導し、携わっている人たちの日常の苦勞を本当に少しかいま見させていたただいた、このように思っています。

次に、国際郵便物を取り扱う東京外郵出張所を拝見いたしました。全国六カ所に国際郵便物の通関を行う税関、外郵出張所があるというふうに伺ったわけでありませぬけれども、毎日膨大な量、一日に一万個というふうに伺いましたが、この国際郵便物を一つ一つ確認し、必要なものはエックス線検査や開披検査を行っている、こういうことでありませぬ。これも現場を拝見したわけでありませぬ。

けれども、本当にあの環境の中での確に、内容をよく把握されるものだとということで感心をしたわけでありませぬ。

いずれにしても、最近、ICT化の進展等によって、インターネットを通じて簡単に海外から物を購入することができるようになりました。それらが国際郵便物として日本に到着するわけでありませぬけれども、今月上旬に報道発表された、昨年の税関における知的財産侵害物品、いわゆるコピー商品の差し止め状況等を見ますと、三万件を超えるというふうになっております。もちろん、これが年々ふえてきておるといふことのようにあります。

いずれにしても、九割以上が国際郵便物から入ってきておるといふことでありませぬから、先ほどから言っておるように、この国際郵便物からは危険ドラッグなどの不正薬物も摘発をされておるといふことでもあります。

連日のように不正薬物やコピー商品が発見をされて、十年前よりも悪質で、量や件数も増加しているということがありますから、税関職員の方々には本当に、日本が不正薬物やコピー商品の市場として狙われているという危機感を持って職務に当たっておられるわけでありませぬ。何遍も繰り返すことになりませぬけれども、本当に熟練の職人わざというところをここでも目の当たりにさせていただいたわけでありませぬ。

一方、税関は、言うまでもありませんけれども、関税とともに消費税等の徴収も行っておられるわけでありませぬ。その徴収額は六・五兆円、これは平

成二十五年度であります。国税収入の一角を超えているということであり、まさに歳入官庁でもあるわけであり。

国際郵便物以外にも、輸出入貨物の通関を行う部署が全国にあるわけですが、税関やその他関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務を一元的に処理することができるとする民間企業であるNACSや、今回の視察では時間の関係で行くことができなかったわけであり、けれども、海上コンテナごとエックス線検査のできる大型エックス線検査装置や、TDSなどの設備によって業務の効率化が図られている、このような説明もいただきました。

しかしながら、税関の使命の一つである適正かつ公平な関税等の徴収を果たすためには、輸出入貨物の関税分類、輸出入通関の際に必要な関税の関税法令以外に、いわゆる他省庁の法令の確認をしないといけないということでもあります。

例えば、経産省所管でありますと外国為替及び外国貿易法それから輸入貿易管理令、厚労省では食品衛生法、農水省では家畜伝染病予防法それから植物防疫法、警察庁では銃砲刀剣類所持等取締法など、非常に高度な専門性が必要である、このように伺っておるわけであり。

このような通関担当部門の税関職員が年間一人当たりどれぐらいの申告件数に対応しているのかも、やはり去年と平成二十一年の実績を聞かせていただきたいと思っております。

○宮内政府参考人 通関担当部門の税関職員についてでございますが、概数でございますが、年間

一人当たりで対応している申告件数は、昨年は約二万五千件、平成二十一年は約一万九千件となっているところでございます。

○鈴木（克）委員 業務量というのは本当にふえてきておるといことがわかるわけであり。

加えて、適正かつ公平な関税等の徴収という観点から、事後調査部門というものもあるやに伺っておるわけですが、この実績についても伺いをしたいと思います。

○宮内政府参考人 御指摘のございましたとおり、税の収納機関としての税関の役割もますます高まっているところでございまして、実は、約三十年前の昭和六十一年度には、税関における関税、消費税等の、当時は消費税はまだございせんでしたが、関税等の収納額は約一兆円でございます。約二十年前の平成七年度には約三兆円、十年前の平成十七年度には約五兆円と増加しまして、昨年度につきましては約七兆円というふうにごんごんふえてきております。徴税機関としての税関の役割はますます高まっているところでございます。

このような中で、税関では、通関時に審査、検査を行うとともに、輸入許可後に調査を行っております。輸入される貨物の迅速通関と適正課税の確保に努めているということでございます。最近ますます貿易取引の形態は複雑化しております。輸入の事後調査の果たす役割は年々大きくなっております。

平成二十五事務年度の輸入事後調査におきましては、全国で三千六百十四者の輸入者に対して調査を行いました。このうち、約七割の二千四百二

十七者に申告漏れ等がございました。申告漏れに係る関税及び内国消費税の追徴税額は、約八十四億円となっております。

○鈴木（克）委員 大臣にお伺いをしたいと思います。今報告があったわけであり、昨年よりも、一年間に一人の職員が二万人とか二万二千二人に対応する、そしてまた書類等も申告件数に対して一万九千件、二万五千件という、ある意味では本当に大変な数をこなしているわけであり。

そういった状況の中で、言うまでもありませんけれども、二〇二〇年には例のオリンピック・パラリンピックが開催されるということであり、日本政府としても外国人旅客を二千万人というところで掲げておるわけであり、けれども、そういうような状況を踏まえて、特に今回の法改正で指定薬物を含む危険ドラッグを輸入してはならない貨物に追加するというところで、当然これはまた仕事量がふえるわけであり。それからテロ・治安維持対策といった、国民の安心、安全を守るという税関の使命もあるわけであり。

そういうことで、くどくなりますけれども、国策として、税関に必要な定員の確保そして検査機器の整備など、予算を含めてしっかりと体制整備をしなければならぬ、このように考えるわけであり、私も、麻生大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 今、鈴木先生からお話がありましたように、訪日される外国人の数はこのところビザの緩和等々もございまして急激に膨らんでおり、また、輸入貨物の増大につきまし



したいと思えます。

○宮内政府参考人 ただいま先生から御指摘いただいた、税関の役割の大切さについて理解を得ていくということは大変大事なことだと思っております。

税関におきましては、さまざまなツールを用いてさまざまな広報活動に努めているところでございます。

例えば、関税制度に關しまして、講演会や関係業界への業務説明会等を通じて周知するといったことから始まりまして、税関職員を学校に派遣して行う薬物乱用防止教室というものを通じまして、不正薬物の危険性についての注意喚起や税関の業務説明を行うといったこともしております。それから、特に毎年五月と十月に薬物及び銃器取り締まり強化期間というのを設定しているんですが、この期間に集中的、重点的に広報活動を実施するといった広報活動を積極的に行ってきたところでございます。

また、税関ホームページそれからソーシャルメディアを通じた広報にも努めておりまして、税関ホームページでは、貿易統計や輸出入手続を初め税関における不正薬物等の社会悪物品の水際取り締まりの取り組み状況を公表するなど、積極的に情報を発信しております。

その他、各種のポスターやパンフレット等を作成し、国民に対しわかりやすい広報に努めているところでございます。

今後とも、国民の税関行政に対する理解を得るべく、積極的な広報活動に努めてまいりたいと考

えております。

○鈴木（克）委員 ポスターそして学校での教育等々、いろいろおやりになつていらっしゃるという今のお話でありましたけれども、私はやはり、先ほどからくどいようですけれども、我々ですらと言つて語弊がありますけれども、なかなかこの実態は、行つて見て初めて、ああ、なるほど、これだけの大変な仕事をやっていたらだいたいおるんだということがわかつたわけでありまして。したがつて、ぜひ、例えば映画をつくるとか、ドラマで放映するとか、ドキュメンタリー番組を設けてもらつてもっともつとひとつ積極的な広報活動をお願いしたい、このように思います。

それで、これが最後の質問になるんですけども、局長さん初めいわゆる幹部の方々が視察や現場職員の声を聞く機会をどの程度設けてみえるのか、このことはやはり大事だというふうに私は思ふんですね。

財務省の中からではなかなか見えない部分があるが、現地、現場へ行くときよくわかるわけでありまして。したがつて、現場を定期的に見ていただくとか現場の声を聞くとか、そういうことも含めて、今現在どういふふうに行つていられるのかということを含めて、今後、どんなふうなお考えなのか、幹部の現地、現場に対する考え方というのを示していただきたいと思ひます。

○宮内政府参考人 お答え申し上げます。税関行政を適正に執行していくためには、関税局が税関の現場の状況を的確に把握することが重要だと考えております。

私を含め関税局幹部は、全国各地の税関の現場に赴きまして、税関を取り巻く現状を把握するとともに、現場職員の声を聞いていただいております。

ちなみに、私、一昨年の七月に関税局長になりましたから、税関を視察した日数は四十日程度となつていただいております。

視察の機会に限らず、さまざまな機会を捉えて現場職員からの声を聞くことを通じて、税関の現場の状況を的確に把握して、税関行政を適正に執行してまいりたいと思ひます。

○鈴木（克）委員 しっかりとやっていただいておりますというふうな今御報告ありましたけれども、さらに現地、現場主義、そして本当に職員の声をしっかりと受けとめていただいて、水際作戦は本当に大事なことだと思つておりますので、頑張つていただくようお願いいたします。

それでは、少し質問の内容をかえさせていただきますが、税制改正関係についてお尋ねをしていただきたいと思ひます。たばこ税や酒税ということで幾つかお伺いをしていきたいんです。

今回、たばこ税の見直しが行われたわけでありまして。たばこに係る課税の歴史というのは非常に古くて、明治初期までさかのぼるといふふうに行つております。主として税収確保といった目的で税率引き上げが行われてきたということのようでありまして、最近の改正で、平成二十二年にあつたわけでありまして、たばこの消費を抑制するという目的で税率引き上げを実施したわけでありまして。

この改正によって、代表的な銘柄の小売価格は百円以上の値上がりとなったわけでありませぬ。

当然、その裏返しで販売数量がどうなるかということなんですが、数値を見てみますと、若干減少傾向にあるものの、その減少幅というのは縮小して、税収も安定的に推移をしているということのようでありませぬ。つまり、たばこ消費の抑制といった税率引き上げの目的と税収確保という課税本来の機能とは、おおむねバランスのとれた状態にあるというふうに言えると思うんでせぬ。

そこで、今般の改正は、WTO協定等の内外無差別原則の遵守を確実なものとするためという理由で、一部のたばこを対象として税率を引き上げる内容になっております。

まず、この改正理由について、改めて具体的な御説明をいただきたいと思ひます。

**○菅原副大臣** 今般、旧三級品に係るたばこ税の特例税率を見直す、こういうことになったわけでございます。

鈴木先生のお話にありましたとおり、たばこに係る課税に関しては明治初期にさかのぼるわけがあります。とりわけ、直近の契機として、昭和六十年、日本専売公社が解散となって日本たばこ産業株式会社設立をされました。その当時からたばこ税の本格的な導入ということになっていくわけでございます。こうした中で、平成二十二年度のたばこ税率の引き上げは、紙巻きたばこ全体の消費量が減少するという中で低価格の旧三級品の消費量が逆に急増している、こうした現象が起きておりまして、いわば一般のたばこから旧三級

品への消費のシフトが起きています。

そして、旧三級品を取り巻く環境、状況に大きな変化が生じていることとあわせまして、旧三級品の特例税率は、お話にございましたように、制度的に国産六銘柄、ゴールデンバット、エコーだとか、わかば、こうしたものに適用されているわけでありまして、WTO協定等の内外無差別原則に違反をしている、これは提訴等をされているわけではございませんが、こうした指摘の中で、今回、対応することになったわけでございます。

なお、この特例税率を廃止する、すなわち一般紙巻きたばこと同率の税率にするということに關しましては、一定の経過期間を設けまして、段階的に縮減、廃止することといたしております。

**○鈴木（克）委員** 今回の改正理由は御説明をいただいたわけでありませぬけれども、私が申し上げたいのは、いわゆる旧三級品のたばこというのは特別の配慮がされてきた。それは何かというと、主として高齢者を中心として長年親しまれてきたというところでありまして、前回の引き上げ後は高齢者だけではなく、ていやる経済的に余裕のない学生などの喫煙者もこの旧三級品に流れておるといふふう聞いておるわけでありませぬ。

そういうことでいきますと、高齢者や経済的弱者といった方々のささやかな楽しみまで奪ってしまうというような増税はやはりちょっと違和感を感じるわけでありませぬが、麻生大臣、このことについて、大臣はどのような御所見をお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

**○麻生国務大臣** ただいま菅原副大臣の方から御

説明をさせていただきましたけれども、この旧三級品というのは、ふだんたばこを吸わない方は懐かしい名前、ゴールデンバット、しんせい、最近、はやっているんだか、はやっていないんだか、余り聞かれない名前、たばこを含めまして、バイオレット、エコー、わかば、そういったようなものが旧三級品というんですけれども、特例税率というのをやっております、平成二十二年度のたばこ税率の引き上げ以降に、この種類のたばこの売り上げが急増しております。

したがって、たばこの絶対量を下げるといふ目的からこれは明らかに反しているということになるんですが、旧三級品の特例税率というのは、国産の六銘柄だけに使用しておりますものですか、これは、WTO、世界貿易機構の協定で、内外無差別の原則に違反しているという指摘を受けてきたところでありませぬ。

他方、この旧三級品の喫煙者というのは低価格を理由に旧三級品を購入しておられる方も大勢おられるという、今、鈴木先生の御指摘のとおりのももあろうかと思ひますので、この特例税率というものを廃止するまでに、四年間かけて段階的に税率を引き上げて行くというようにして、それなりの配慮はいたしておるところであります。

**○鈴木（克）委員** ちょっと通告にはないんですけれども、大臣にぜひこの際伺いしたいんです。

大臣は葉巻の愛好家である、このように伺っておるわけでありませぬ。銘柄をちょっと私も調べてきたんですけれども、愛用の葉巻は、私はよくわ

かりませんが、ホヨー・ド・モントレイ・ペイロブストという銘柄を御愛用されているやに聞いておりますが、その葉巻というのは一体幾らぐらいなのか、その辺のところをぜひこの際お聞きかせいただきたいというふうに思います。ついでにいろいろと、どういふときに、一日どれぐらいお吸いになっておつて、葉巻の税金というのはどんなふうになっておるのか、その辺のところを、通告はありませんが、わかる範囲の中でお聞かせいただきたいと思います。

○麻生国務大臣 プライバシーにかかわるので、全く答弁をする必要なしという御意見もありました。ようけれども、まあ、鈴木さんの話ですから。

正直言つて、これを自分で買ったことがないので、よく知りません、ほとんどもらい物ですから。何でもらうかというのと、簡単に、麻生太郎にお土産といったら、とにかくこれさえ持っていけば大丈夫ということにみんななっています。大体、外国人が来るといったら、自分で決めた予算があるんでしようけれども、それに応じてたくさん来たり少なくとも来たり、あれはみんな予算でそうしておられるんだと思います。

ちよつと正直、今、これを自分で国内で買ったことがありませんので、よく知りません。

○鈴木（克）委員 突然の御質問で大変申しわけなかったんですけども、こういうことを私もちよつと聞いたんですね。葉巻は人からもらつちやいかぬな、自分で買えるだけの財力がなくちゃ、私もずっとショートホープを吸つていた、四十歳になり、買えるだけの収入になつてから吸い出し

たとやかなか味のある話がありました、こういうことでございます。

もちろん、お立場、贈り物があればやはりそれを吸つていくというのは当然の流れだと思ひますけれども、基本的には、やはり自分で買えるだけの財力を持つて、それまで努力をして、葉巻を吸えるようになっていふことをあつて、おつしやつたそうでありますが、その辺のお考えを重ねてお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 さらにプライバシーにかかわるような話だと思ひます。これが議事録に残るかと思つとちよつと、質問される方の立場もあつてと思ひますので。

正直言つて、たばこと葉巻を吸つたときに、どう考へても葉巻の方がうまいなと思ひました。したがつて、私は、学生時代にほとんどたばこは吸わなかつたと思つております。

大学に入ったときに、蒲郡でもいろいろやつておられるヨットというのにどつぶり四年間、横浜に住んでおりましたので、そこでヨット部に入つたために、風がないと、おい一年、たばこなんて言われると、自分は吸いませんなんて言つたら、ばかたれ、おまえは関係ないんだといつて、たばこに火をつけてじつと持つていふと風の動きがこれで見えるというたばこは皆持つていないといかぬという話になつて、それで何となく吸ひ始めたんですね。うちに葉巻がありましたので、比べてみて、どう考へても葉巻の方がうまいな、誰が吸つてもそうだろうと思つた。吸おうと思つたら、高いなと思つたものですから、これ

はとても買えぬと。

だから、ずっと吸わずに来ておりました、四十歳になつたら葉巻、五十歳になつたら帽子、六十歳になつたらステッキなんだと二十代のときを思つていたんです。四十代で葉巻を始めましたけれども、五十代になつて帽子をかぶつたら、あつて、頭をどうされたんですかと、六十代でステッキを持つたら、あつて、足でもけがされたんです。全部二十年ずらして、葉巻だけは四十、帽子は七十、八十になつたらステッキ、そう思つております。

こんなものは趣味の話ですからあれでしょうけれども、やはりもつた葉巻だけではちよつといただけませんので、自分で買えないとぐあひ悪いかなと思つております。

○鈴木（克）委員 まさにプライバシーに触れる話で大変御無礼をいたしましたけれども、ある意味では、人間麻生太郎の人となりというのがよく国民の皆さんにも理解をしていただけたのではないかな、このように思ひます。

全く話をかえまして、アジアインフラ投資銀行の話を見せていただきます。

G20で、五年間でG20全体として経済規模を二%底上げするという目標を掲げてみえるわけがあります。

議長国のオーストラリアは、インフラは今後十年で八十兆ドルの需要がある、計画達成に向けて極めて重要だと述べるなど、経済成長にはインフラ投資が重要であるというふうになつておるわけがあります。また、世界銀行によると、新興国で



は毎年約一兆ドルのインフラ投資が行われているが、さらに毎年一兆ドルの資金需要があると言われている。

新興国のインフラについては、昨年のG20、財務大臣・中央銀行総裁会議において、オーストラリアから提案があった、新たなインフラ投資の枠組みについて議論が交わされたというふうにされております。参加国の中で世界的にインフラ投資を促進することで一致したというふうにされております。また、具体的な枠組みについて、十一月のブリスベン・サミットまでに詰めるというふうにされておるわけでありますが、これらの具体的な内容について改めてお聞かせをいただきたいと思っております。

ちよつと古い話で恐縮なんです、消費税の先送りや総選挙もあつたために大臣に御質問する機会がなかつたので、改めてここで御質問をさせていただきます。

**○麻生国務大臣** 昨年の九月のG20の財務大臣・中央銀行総裁会議、これはオーストラリアが議長国で、場所はケアンズで開かれたんですが、このときにインフラへの投資促進のためのイニシアチブというのが合意をされております。

その実施のための枠組みとして、昨年十一月、これまたオーストラリアのブリスベンというところでサミットが開かれておりますけれども、そのときに、グローバル・インフラストラクチャー・ハブ、GIIHの設立が合意をされておりました、このGIIHは、インフラ案件と投資家を結びつけるための情報、また知識の共有のために、昨年十

二月、シドニーに設立をされております。本年の早い段階での業務の開始を目指して、今準備がされている段階だと理解をいたしております。

**○鈴木（克）委員** そこで、お伺いをするんですが、中国が、アジアインフラ投資銀行、いわゆるAIIIBを提唱されております。きのうまで四十カ国というふうにしておったんですが、きょうの報道では四十四カ国ということで、続々と参加を表明されておるようであります。

麻生大臣は、AIIIBについては、公正なガバナンスの確保、特に理事会がきちんと個別案件を審査、承認すること、債務の持続可能性や環境、社会に対する影響への配慮が確保されていることなどが重要であり、AIIIBはこれらが明確ではないということ、我が国の参加については慎重な立場である、このように伺っておるわけであり

ます。しかしながら、G7諸国では、英国、ドイツ、フランス、イタリアが参加を表明し、カナダも参加を検討しているとの報道がなされておるわけでありまして、慎重な立場であるのは我が国と米国の二カ国しかないという状況ではないのかなというふうに思います。さらに、韓国やオーストラリアといった比較的我が国に近い立場である国も、相次いでAIIIBに参加を表明しておるわけであり

ます。政府は、日本再興戦略において、二〇二〇年にインフラシステム輸出戦略で掲げた約三十兆円のインフラシステムの受注目標を達成するというふうにされておるわけでありまして、そして、アジア

では鉄道や道路などインフラ投資の需要が十年で総額八兆ドルに上るとの試算もあるというふうに報道されておるわけでありまして。

AIIIBにガバナンスの問題等があるのは確かかもしれませんが、今後のアジア圏へのインフラの需要を考えると、経済界からも、日本企業が競争上不利にならないように対応してもらいたい、こういう話もあるわけでありまして、経営者としての御経験もある麻生大臣のお考えをぜひお聞かせいただきたいと思っております。

**○麻生国務大臣** AIIIB、アジア・インフラストラクチャー・インベストメント・バンクを略したAIIIBという言葉が最近よく聞かれるようになり始めました。

これは、インフラストラクチャーの整備というのがアジア地域で急激に伸びているのに対して、世界銀行、IMF、アジア開発銀行等々の資金というものが、それに対して需要の方がはるかに上回っておるといふ実態があります。確かにそういう傾向はありますので、私どもとしてはそれに対応していかないかぬというんですが、これはこつちへ金を積み上げていかないかぬわけですけれども、その金を積み上げるに当たりましては、各国が出資せいかぬということになります。したがって、出資といったものになりますと、出資比率というものには発言権に非常にいろいろ影響しますので、各国はそれをいろいろな形で割り振って、長いこときちっとしたものができ上がっておるといふ実態があります。

傍ら、インフラストラクチャーの急激な要望に



対して応えようではないかというので、今そこに中国が出てきたということなんでしょう。

私、中国がなさるのには、それなりの御自分なりの御意見がございましょうから、やられるのは結構ですが、間違えなくてもいいのは、金を貸すということは、金を返してもらおうんですよ、銀行なんだから。これは単にODAで上げますという話じゃなくて、融資、もしくはそちらに對して金を貸すということになりますから、金を返してもらおう。

そうすると、既にIMFとか世界銀行とかADBとかは、いろいろな国に貸している金があります。この国だったらこのインフラに関して百億、この国に関しては八十億、こっちに関しては百五十億だといって、いろいろな物件、道路、鉄道、ダム、電気、いろいろあるんですけども、そういったものに貸してあるのが既にあります。それを経済成長に合わせて今返還しておる。日本も昭和三十三年に新幹線を世界銀行から金を借りてつくったわけですから、あれと同じことです。しかし、日本は約定どおり返しましたから、きっちりしかし、これらの国々は、約定どおりに返すための計画はできませんかということを見ますと、なかなかそのとおりできていないというこれまでの例がありますので、我々としては、何回となくそれをチャラにした経験というのが各国皆あります。

私どもとしては、そういった過去の例がありますので、失礼ですが、今需要があることははっきりしています、それを満たしたときにはちゃんとその金が戻ってくるということがきちんとして

いるか否かを審査する、検査する、ちゃんと融資の資格審査という銀行でも皆やっておられるのと同じことを、このA I Bはしてくる技術、ガバナンス、能力がありますか、おたく、それがちゃんとできるんでしょうね、かつそれは理事会でちゃんと審議していただけるんでしょうねということを我々は聞いております。

今に至るもその答えは返ってきておりません。まだ返事が来ていない。きょうが期限だというんですけれども、期限をつけているのはこっちの方で、ぜひ教えてもらいたいという話を申し上げておりますけれども、一向に返事は返ってきてません。

我々も、アメリカも同様ですけれども、それはきちんとしてというガバナンスができるというのであればいいですよ。しかし、できないとどういうことになるかという、取りつばぐれるのがA I Bだけならいいですよ。しかし、これまで金を貸している国も、全部の国には返らないけれども、こっちはちゃんと優先的に返してくれ、後から入ってきたこっちは後ですよということができませんか。みんな一緒だと言われたら、割を食うのは最初に金を貸した方で、きちんとした融資計画を立ててやっていくところが後から来られたところのがちやがちやにされたらとてもたまたまぬというのが世界銀行、IMF、ADBの立場でしょうから。

みんな一緒に計画をして一緒にやってくれるというガバナンスがあればそれなもののはできるんだと思いますが、そういったお話は今に至るも聞こえてきませんので、きちんとしてこのことは

していただければ我々としても考えるということであって、私どもはアジアですから影響を最も受けますので、出資も多分一番出させられる可能性ががあります。出させられておいて取りつばぐれました、それは一番割を食うから、税金を預かってあるこっちとしてはなかなかそんな簡単には応じられぬということはずっと申し上げておる。

これは同じことしか申し上げておりませんので、こんなに余り長くしゃべることもないんですけども、初めての御質問でしたので、私にしては珍しく丁寧に御返答申し上げました。

○鈴木（克）委員 珍しく丁寧に御説明をいただきましたので、ありがとうございます。

いづれにしても、私が申し上げたかったのは、確かに今そういった投げかけをしておる、その返事が来ないということはよくわかりました。ただ、我が国とアメリカの二カ国だけが今のところ入らないということ、それから、経済界はぜひひとつ乗りおくれることのないようにやってくれということでもありますので、返事がきちんと来たときには、大臣として、また日本国としてしかるべき判断をされるということでもよろしいでしょうか。再度御質問して、終わります。

○古川委員長 麻生財務大臣、時間が参っておりますので、簡潔に御答弁願います。

○麻生国務大臣 仮定の質問にはお答えできませんけれども、いづれまたサミットというような場所が出てまいりますので、そういったところで七カ国で話をしたりというような場面が出てくるん

だと存じます。

○鈴木（克）委員 終わります。

○古川委員長 午後三時十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前九時四十七分休憩

